請　　書

件　　名　　2027 年度第 1 学期全国小中高等学校等教育機関への DM 発送

請負代金額　　円也
（うち消費税額及び地方消費税額　　円也）

上記の消費税及び地方消費税相当額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、請負代金額に１１０分の１０を乗じて得た額とする

発注者　分任契約担当者　放送大学学園財務部長　松本　博樹（以下「甲」という。）と、請負者　　（以下「乙」という。）との間において、上記の件（以下「業務」という。）について、上記の請負金額で、次の条項によりお請けいたします。

第１条　乙は、別紙の仕様書に基づいて業務を行うものとし、甲は、その対価として代金を支払うものとする。
第２条　業務は、放送大学学園の指定する場所で実施するものとする。
第３条　履行期限は、別紙仕様書のとおりとする。
第４条　乙は、業務を完了した時は、業務完了通知書及び請負代金請求書を放送大学学園財務部経理課に送付するものとする。
２　甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）は、第１項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して１４日以内に検査を完了しなければならない。
３　乙は、前項の規定による検査に合格しないときは、甲又は検査職員の指示に従い、直ちに手直しをして再度検査を受けなければならない。
第５条　請負代金は、検査完了後適法な請求書を受領した日から４０日以内に放送大学学園財務部経理課より支払うものとする。
２　代金額は、前条第２項又は第３項による検査に合格した当該数量に請負代金を乗じた額の合計額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てるものとする。）とする。
第６条　乙は、本契約に関連して知り得た甲に関する一切の情報を、本契約の履行中はもちろん、本契約終了後においても、第三者（乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
第７条　乙は、故意又は重大な過失により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。なお、乙は、前条に定める義務に違反し、故意又は過失により、甲に損害を与えた場合にも、同様の賠償責任を負う。
第８条　乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、業務の一部については、あらかじめ、学園の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。
２　乙は前項に基づき本件業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託した場合、本契約に基づき乙が甲に対して負うものと同様の義務を再委託先の行為についても一切の責任を負うものとする。
第９条　天災地変その他甲乙双方の責に帰すべからざる理由により、この契約の全部又は一部が履行不能になったときは、この契約はその部分について当然その効力を

失う。

第１０条　甲は、契約の目的物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が存在することを発見し、発見してから１年以内にその旨を乙に対して通知したときは、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

三　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、甲が本項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

３　甲は、前２項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求及び契約の解除をすることができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、契約の目的物に契約不適合が存在することを原因として、甲に発生した費用、負担及びその他の損害で、契約不適合と相当因果関係にあるものに限る。

第１１条　業務の完了前に生じた納入物件の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた場合は、この限りではない。

２　業務の完了後に生じた納入物件の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、すべて甲の負担とする。ただし、乙の故意又は過失により生じた場合は、この限りではない。

第１２条　甲は、乙が本契約上の義務の履行をしない場合、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

２　甲は、次の各号の一に該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　本契約上の義務の全部又は一部の履行が不能であるとき。

二　乙が本契約上の義務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　本契約上の義務の一部の履行が不能である場合又は乙が本契約上の義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約上の義務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

３　前項の規定により契約が解除された場合においては、甲は、請負代金額の１０分の１に相当する金額を違約金として請求することができる。

４　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第１３条　甲は、乙の債務不履行その他不誠実の行為があったときは、契約の全部又は一

部を解除することができる。この場合、甲は、乙から契約金額の１０分の１を違約金として徴収する。

２　　乙の責めに帰すべき事由により、履行期間内に給付を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

第１４条　乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるときは、契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に対して損害の賠償を求めることができる。

第１５条　暴力団排除に関する契約条項については、別添「暴力団排除に関する条項」によるものとする。

第１６条　この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

第１７条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

令和　年　月　　日

分任契約担当者
放送大学学園財務部長　松本　博樹　殿

請負者

別添

暴力団排除に関する条項

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第２条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第３条　甲は、第１条又は前条第２項の規定により乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かに

かかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５　前２項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

６　前３項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第３項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７　乙が第３項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３％の割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第４条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。